

57

終連報丙第五一七號

擔任

事務官

昭和二十二年五月二十一日  
運 絡 際

情 報 普 通

引揚關係GHQ指令

五月十四日

番 號 AG三一一、一〇〇S

日 時 一九四七年（昭和二十二年）五月十四日

發 行 GHQ

經 由 GLO

宛 日本政府

琉球諸島に對する國際郵便  
事業開設に關する件

一九四七年五月十五日より琉球諸島と世界各國との間に國際郵便を開始する、國際定期郵便事業は一九三九年五月二十三日ハノスアイレス一號郵更聯合條約の條貨によつて規章せられる。

三 沖繩の那覇は琉球諸島の國際交換局として指定された、沖繩那覇に指向け又は那覇より發せられた日本著の包裝郵便物は一般郵便聯合中繼郵便規則に基いて處理せられる。

三 琉球諸島に送付された小包郵便は一キロに對し三十二センチメートルの中繼料金を差出國に課するが、之は發着港及兩港間の陸路距離に不拘課するものとする。小包郵便中繼料金の日本に仕拂ふべき額は日本一、シンボル二、八、九〇五「占領地に對する送金及占領地よりの輸出より生ずる金額預金」として米國大藏省勅定に預金す。

四 本覺書の範圍内に於ける技術的事項に關してはGHQ民間通信課と遞信省との間に直接交渉を許す。

依 命

高級副官 大佐、R、M、レーヴィー